

工事現場に掲げる標識類について(1/4)

記載方法は原則として横浜市財政局公共施設・事業調整室の「工事現場に掲げる標識類について 令和5年8月版」に準ずる

- 各標識は公衆の見やすい場所に設置する。(施設管理者に設置場所の許可を得る。)
- できるだけ掲示板(ベニヤ等)に貼付して一括管理する。また、飛散防止に努め、荒天時には一時取り外し処置を行う。

工事名	〇〇学校屋内運動場照明改修工事
工事期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
工事場所	〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地
依頼者	横浜市教育委員会事務局(※注1)
発注者 工事監理	公益財団法人 横浜市建築保全公社(※注2)
請負人	株式会社 〇〇電設 現場代理人 〇〇 〇〇 連絡先 000-0000-0000

- (※注1)
学校工事 = 横浜市教育委員会事務局
施設工事 = 横浜市〇〇局など(監督員と相談)
- (※注2)
公益財団法人 横浜市建築保全公社 とします。

※標識寸法規定なし 縦25cm以上、横35cm以上が望ましい

建設業の許可票

建設業の許可票			
商号又は名称	〇〇株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇		
監理主任 技術者の氏名	専任の有無	〇〇 〇〇 非専任	
	資格名	資格者証交付番号	一級電気施工管理技士 第〇〇〇〇号
一般建設業又は特定建設業	一般建設業		
許可を受けた建設業	電気工事業		
許可番号	神奈川県知事許可(〇-〇〇)第××××号		
許可年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

元請会社のみを掲示する(下請会社は掲示不要)

「専任の有無」欄の「有」「無」表記は誤り。
必ず「専任」「非専任」での表記とします。
(電気工事の場合、請負金額4,000万円以上は専任)

※標識寸法は縦25cm以上、横35cm以上とする)

掲示根拠: 建設業法 第40条
建設業法施行規則 第25条

労災保険関係成立票

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	令和 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	公益財団法人 横浜市建築保全公社
事業主代理人の氏名	ここは記載しない(斜線)

公益財団法人 横浜市建築保全公社 とします。

労災保険代理人選任届により、事業主の代理として労災保険の手続きをしている方がいる場合は記載。いなければ空白斜線。(現場代理人名ではない)

※標識寸法は縦25cm以上、横35cm以上とする)

掲示根拠: 労働者災害補償保険法施行規則 第49条
労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則 第77条

工事現場に掲げる標識類について(2/4)

記載方法は原則として横浜市財政局公共施設・事業調整室の「工事現場に掲げる標識類について 令和5年8月版」に準ずる

登録電気工事業者登録票

登録電気工事業者登録票	
登録番号	神奈川県知事登録 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
登録の年月日	令和 年 月 日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
営業所の名称	
電気工事の種類	
主任電気工事士の氏名	

建築工事、機械設備工事、昇降機設備工事等に伴う電気設備工事においても掲示します。

縦40cm以上、横35cm以上が望ましい

掲示根拠： 電気工事業法25条

建築物等の解体等の作業に関するお知らせに係る掲示

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

※本票は、建築物等の解体等の方法及び大気汚染防止法第18条の15に基づき事前調査の結果を記載したものである。事前調査の結果を記載した本票は、解体等の作業及び建築物の特異的な解体等作業について以下のとおり、お知らせします。

【事前調査】

【事前調査結果】

【備考】

(石綿) 事前調査の結果と作業内容について

事前調査を実施、結果を記載のうえ掲示する。
※事前調査は建築物石綿含有建材調査者が行う。

工事内容に特定建築材料が含まれていない場合
→石綿使用なし書式を使用

工事内容に特定建築材料が含まれている場合
→「石綿含有仕上塗材等の除去等作業」書式を使用
(調査による含有あり・なしを明記)

※標識寸法は縦29.7cm以上、横42cm以上とする

掲示根拠：

石綿障害予防規則第4条の2
大気汚染防止法第18条の15第6項

事前調査の結果 (石綿)

事前調査の結果		事前調査を終了した年月日		令和 年 月 日	
大気汚染防止法第18条の15に基づく事前調査の結果は以下のとおりです。					
<建築材料>	<調査箇所>	<石綿含有>	<調査方法>	<特定建築材料>	<備考>
種類	使用有	有	① ② ③ ④	種類	石綿含有等
吹付け材	1~4階 天井・梁・柱	有	① ② ③ ④		
保温材	1~4階 天井・梁・柱	有	① ② ③ ④		
断熱材		有	① ② ③ ④		
耐火被覆材		有	① ② ③ ④		
石綿布		有	① ② ③ ④		
スレート屋根・ボード等	1~4階 天井板	有	① ② ③ ④		
けい酸カルシウム板		有	① ② ③ ④		
繊維状成形セメント板		有	① ② ③ ④		
バルブセメント板		有	① ② ③ ④		
仕上塗材	外壁	有	① ② ③ ④		
下地調整塗材	外壁・内壁	有	① ② ③ ④		
ビニル床タイル	1~4階床	有	① ② ③ ④		
窓サッシディング		有	① ② ③ ④		
石膏ボード	1~4階内装仕切り板	有	① ② ③ ④		
ロックウール吸音天井板		有	① ② ③ ④		
その他の材料(上記の建築材料に該当しないもの)					
① 接着剤	ビニル床タイルと床面との接着面	有	① ② ③ ④		
②		有	① ② ③ ④		
③		有	① ② ③ ④		
④		有	① ② ③ ④		
⑤		有	① ② ③ ④		
元請業者 又は 自主施工者 (法人名、法人住所、法人代表者(役職名))	株式会社〇〇〇 横浜市〇区〇町〇丁目〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇				

赤枠内に記載項目がおさまらない場合は「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」に加えてこの書式を掲示する。

※標識寸法は縦29.7cm以上、横42cm以上とする

掲示根拠： 大気汚染防止法 新規則第16条の9、第16条の10

工事現場に掲げる標識類について(3/4)

記載方法は原則として横浜市財政局公共施設・事業調整室の「工事現場に掲げる標識類について 令和5年8月版」に準ずる

施工体系図

【例】 寸法：規定なし（読みやすい大きさにすること）

施工体系図(作成例)

各社の工期欄は下請契約期間を記載します。

1. 産廃処分会社は記載不要です。
2. 警備会社は記載が必要です。
3. 使用しない欄は斜線とします。

※標識寸法規定なし 縦25cm以上、横35cm以上が望ましい

掲示根拠： 建設業法 第 24 条の 8 第 4 項
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第 15 条

建設業退職金共済（建退共）制度適用事業主の現場標識

**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています**

工事名 _____ 発注者名 _____
事業所名 _____ 契約者番号 _____

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう 手帳の更新を忘れず。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共 事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ☎ 03(6731)2831

建退協に参加している場合、掲示します。
大（A3判）・小（A4判）のシールいずれか
※電子申請の場合ピンク色のもの↓

**この工事現場は、電子申請
による建退共の掛金納付を
試行的に実施しています。**

※この現場では、建退共の掛金納付を電子申請方式で行っています。従来の紙の申請書とは異なり、電子申請方式による掛金納付が可能です。詳しくは、建退共本部にお問い合わせください。

※この現場では、建退共の掛金納付を電子申請方式で行っています。従来の紙の申請書とは異なり、電子申請方式による掛金納付が可能です。詳しくは、建退共本部にお問い合わせください。

※この現場では、建退共の掛金納付を電子申請方式で行っています。従来の紙の申請書とは異なり、電子申請方式による掛金納付が可能です。詳しくは、建退共本部にお問い合わせください。

※この現場では、建退共の掛金納付を電子申請方式で行っています。従来の紙の申請書とは異なり、電子申請方式による掛金納付が可能です。詳しくは、建退共本部にお問い合わせください。

掲示根拠：建退共制度改善方策について（平成 11 年 3 月 18 日 労働省、建設省、建退共本部）
公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針 第 2 措置 5（4）ハ

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示

【例】 寸法：規定なし

下請負人となった皆様へ

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負われた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーションまで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設(株)

下請契約がある場合に掲示します。

※標識寸法規定なし 文字判別が容易な程度とする

掲示根拠：建設業法施行規則第 14 条の 3

工事現場に掲げる標識類について(4/4)

記載方法は原則として横浜市財政局公共施設・事業調整室の「工事現場に掲げる標識類について 令和5年8月版」に準ずる

再生資源利用（促進）計画書の揭示（対象工事の場合）

The image shows two sample forms for a 'Regeneration Resource Utilization Promotion Plan - On-site Display Use'. The left form is a cover page with project details. The right form is a detailed table showing '建設資材利用計画' (Construction Material Utilization Plan) with columns for material name, quantity, and utilization status.

建設副産物情報交換システム
(コプリス (COBIRS)) により
現場揭示様式を印刷してください

揭示根拠： 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項
建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第4項